

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
竜王町産業振興にかかると特別措置に関する条例	H23.3	新設および増設 次のいずれかに該当すること ①工場その他の施設 投資額 5,000 万円以上 雇用増人員 5 人以上 ②商業施設 投資額 1,000 万円以上 雇用増人員 3 人以上 ③農業施設 投資額 500 万円以上 雇用増人員 1 人以上	産業振興奨励金 ○固定資産税相当額 初年度：100% 2年度：75% 3年度：50% (合計 1 億円を上限)